

計画等の案の概要

名 称	旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部改正（案）																									
公表するもの	旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部改正（案）の概要																									
県民意見の募集	<input checked="" type="checkbox"/> 有	有の場合は その募集期間			令和7年2月21日(金)～ 令和7年3月7日(金)																					
	無																									
担当課等名	健康福祉部生活衛生局衛生課 生活衛生班 電話番号 054-221-2448																									
総合計画における位置づけ	1 命を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化） 1-4 安全な生活の確保と交通安全の推進 (5) 健康危機対策																									
審議会等の名称	この規則に関しては審議会に付議しない																									
<p>1 趣旨</p> <p>本県では、厚生労働省が策定する「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に基づき、旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則において、浴槽水の水質基準を定めています。</p> <p>今般、当該指針が改正され、浴槽水の水質基準の検査項目の一つである「大腸菌群」が「大腸菌」に変更となる旨が示されました（令和7年4月1日施行）。</p> <p>については、当該指針の改正に伴い、本県規則についても同様の改正を行うこととします。</p>																										
<p>2 骨子</p> <p>(1) 旅館業法施行条例施行規則第2条第2項別表2及び公衆浴場法施行細則第3条第2項別表2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>基準値</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">浴槽水の検査項目・検査方法・基準値</td> <td>大腸菌群</td> <td>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法</td> <td>1ml中1個以下であること。</td> <td>大腸菌</td> <td>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法</td> <td>1ml中1個以下であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 今後の予定 令和7年4月1日に施行します。</p>							内容	現行			改正後			検査項目	検査方法	基準値	検査項目	検査方法	基準値	浴槽水の検査項目・検査方法・基準値	大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ml中1個以下であること。	大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ml中1個以下であること。
内容	現行			改正後																						
	検査項目	検査方法	基準値	検査項目	検査方法	基準値																				
浴槽水の検査項目・検査方法・基準値	大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ml中1個以下であること。	大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ml中1個以下であること。																				